

制定 平成27年3月3日

toelpo アドバイザーズ株式会社

# 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、**toelpo アドバイザーズ株式会社**と称し英文で **To Electric Power Advisers,Inc.**と称する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する会社の株式を所有し管理することを目的とする。

1. 農産物の加工及び販売
2. 電気供給事業
3. 投資運用業務
4. 食料品、医薬品、医薬部外品、電気機器製品の販売
5. イベント及びセールスプロモーションの企画、立案及び制作実施に関する業務
6. 飲食店の経営
7. 通信機器及びその周辺機器の企画、販売及びリース、保守点検業務
8. 再生可能エネルギー等による発電及びその管理・運営並びに供給、販売等に関する業務
9. 建設工事の企画、立案、意匠、デザイン、測量、設計、監理等に関するマネジメント
10. 鍵又は錠前の施工及び保守、セキュリティ業務
11. ソフトウェアの企画、開発、製作、販売及び賃貸
12. その他商業全般
13. 不動産の賃貸、管理、保有及び運用
14. キャラクター商品の企画、開発、商品化権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
15. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、その他の知的財産権の取得、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
16. 前各号の事業を営む企業に対する出資
17. 前各号に関する調査、企画、開発研究、研修、及びコンサルティング業務
18. その他前各号に附帯又は関連する一切の業務

### (本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府貝塚市に置く。

### (公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない理由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式の総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、1000万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役の決議をもって自己株式を買い受けることができる。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(手数料)

第10条 前2条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届けなければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に、臨時株主総会は必要がある場合には随時、取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

### (議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を有する株主の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項の規定に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。

2 株主が、議決権の行使を委任するには、株主総会ごとに、当会社に委任状を提出しなければならない。

### (株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し議長並びに出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第4章 取締役及び代表取締役

### (取締役の定員)

第18条 当会社の取締役は、5名以内とする。

### (取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後7年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の在任取締役の残存期間と同一とする。

### (代表取締役社長及び役付取締役)

第21条 当会社に、代表取締役社長1名を置き、取締役の互選をもって取締役の中から、選任する。

2 当社には、会長1名並びに副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。

3 社長は、会社を代表し、会社の業務を総括する。

4 第2項の会長、副社長及び常務取締役の選任については、第1項の規定を準用する。

5 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 当会社は、剰余金の配当を、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に行う。

(中間配当)

第24条 当会社は、取締役の決議に基づき、毎年12月末日の現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に行うことができる。

(除斥期間)

第25条 剰余金の配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。未払配当には利息はつけない。